

わい わい 北陸地域女性農業者WAY・WAYネットワーク設置要領

1 趣 旨

農山漁村を取り巻く経済・社会環境の変化に伴い、様々な分野で女性の活躍が期待される中、農山漁村の女性の地位向上を図っていくためには、女性農業者が相互に連携し、研鑽を深めていくことが望まれている。

このことを踏まえ、北陸地域において自主的な組織として「北陸地域女性農業者WAY・WAYネットワーク」を設立し、同じ目的をもった仲間達との情報交換や相互の交流等を行い、一人の農業経営者として、自らの社会的・経済的地位の向上を図り、農山漁村における男女共同参画社会の形成をより一層促進する。

2 活動内容

交流会・学習会等の開催
各種情報提供
その他必要とされる活動

3 会 員

会員は、ネットワークの設立趣旨に賛同する者
支援会員として女性農業者の活動を支える者
入会を希望する者は、別に定める入会申込書により、本会に申し込む。
退会を希望する者は、事務局へ退会の報告をする。
会費は徴収しない。

4 会の運営

会員の要望等を踏まえ、北陸農政局男女共同参画推進本部と各県が連携して活動内容を検討する。
事務局 北陸農政局 生産経営流通部 経営支援課

附 則

1 この要領は、平成20年2月19日から適用する。

北陸地域女性農業者W A Y ・ W A Y ネットワークについて

1 名称

農家の後継者、またはその配偶者や農業に興味のある若い女性が、自らの活動を発展させていくための夢や希望、または日頃から抱える悩みや課題等について気軽にわいわい楽しく、相互に情報交換出来る場にしたいと言う思いを込めてこの名称としました。

2 趣旨

農山漁村を取り巻く経済・社会環境の変化に伴い、様々な分野で女性の活躍が期待される中、農山漁村の女性の地位向上を図っていくためには、女性農業者が相互に連携し、研鑽を深めていくことが望まれています。

このことを踏まえ、北陸地域において自主的な組織として「北陸地域女性農業者W A Y ・ W A Y ネットワーク」を設立し、同じ目的をもった仲間達との情報交換や相互の交流等を行い、農業経営に携わる者として、自らの社会的・経済的地位の向上を図り、農山漁村における男女共同参画社会の形成をより一層促進するものです。

3 ネットワークへの参加対象者

- (1) 家族農業経営に従事、または農業法人等に就職している女性農業者
- (2) 農業に興味のある女性及び女性農業者の活動を支える方

4 ネットワークの活動概要

(1) 会員に対する農政局からの情報提供

会員に対して、メールまたは紙媒体により、男女共同参画に関する施策の動きや管内の各種イベント開催情報、ネットワークを通じて収集した情報等について、農政局から定期的に提供します。

(2) ネットワークを通じた情報収集

ネットワークの各会員から、各自の活動内容や行事予定などの情報を農政局へ提供してもらうことにより、双方向の情報受発信を目指します。

なお、提供頂いた情報については、会員の希望を確認した上で、会員に情報提供を行います。

(3) ネットワーク会員と農政局との連携した活動の実施

農政局が主催する男女共同参画関係のイベントやネットワークの会員が主催する各種取組など、様々な機会を捉えてメンバー相互の連携に努めます。

(4) ネットワーク会員の交流の場の提供

会員相互の連携・協力を進めるため、ネットワーク会員が交流する機会（情報交換会、研修会等）を設けます。

5 ホームページの開設

北陸農政局のホームページ上に、「W A Y ・ W A Y ネットワーク」のコーナーを開設し、様々な情報を掲載します。また、会員からの質問や意見等を紹介し、会員相互で活用できるようにします。

6 会費

会費は無料です。

なお、情報交換会、研修会等に参加される場合の旅費等は、参加者の負担となります。

7 入会・退会

入会及び退会は参加者の自由です。お申し込みは、別紙3の「北陸地域女性農業者WAY・WAYネットワーク入会申込書」に記入して、事務局まで郵送またはFAXで送付願います。

ただし、入会后本会設立の趣旨に反する行為、または公序良俗に反する行為などにより、本会の適切な運営に支障が生ずる恐れがあると認められた場合には、事務局において参加登録を抹消することがあります。

8 会の運営

ネットワーク会員の要望等を踏まえ、北陸農政局男女共同参画推進本部と各県が連携して活動内容を検討します。

事務局は、北陸農政局生産経営流通部経営支援課が担当します。